

税の減免

制度名	対象者
相続税	一般障害者 身体障害者手帳3～6級所持者 療育手帳B1・B2所持者 精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者 特別障害者 身体障害者手帳1・2級所持者 療育手帳A1・A2所持者 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
鉄道運賃割引	身体障害者手帳又は療育手帳に「1種」又は、「2種」の表示をされている方 1種は本人と介護者共に割引 2種は本人のみ割引
バス運賃割引	身体障害者手帳又は療育手帳に「介護付用」又は「単独用」の表示をされている方 精神障害者保健福祉手帳所持者
航空運賃割引	身体障害者手帳に「1種」又は「2種」の表示をされている方 療育手帳に「航空割引、本人・介護者」又は「航空割引、本人」の証明印が捺印されている方
タクシー運賃割引	身体障害者手帳又は療育手帳所持者

割引等

支給額等	制度の概要	手続き問合せ場所
85歳に達するまでの年数に10万円（特別障害者の場合20万円）を乗じた額を税額から控除	85歳に達するまでの年数に10万円（特別障害者の場合20万円）を乗じた額を税額から控除	税務署
1種又は2種で本人のみ乗車する場合は片道100kmを超えると半額 1種は介護者と共に乗車する場合のみ片道100km以内であっても両者半額	身体障害者手帳又は療育手帳所持者が単独又は介護者とともに、鉄道を利用する場合、身体障害者手帳、療育手帳を提示することにより運賃が割引されます。	各駅の窓口
普通旅客運賃の5割引	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者が単独又は介護者とともに、バスを利用する場合、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することにより運賃が割引されます。	バス会社 (一部除く)
1種・・・本人及び介護者(1名) 2種・・・本人(定期航空路線の国内線全区間)	12歳以上の身体障害者手帳又は療育手帳所持者で介護者付又は単独で旅行する場合身体障害者手帳、療育手帳を提示することにより旅客運賃が割引されます。	問合せは 航空会社、旅行会社
運賃の10%割引(10円未満の端数は切り上げ)	身体障害者手帳、療育手帳を提示することにより運賃が割引されます。	タクシー会社

わりびきとう  
割引等

せいどめい 制度名	たいしゅうじや 対象者
NHK放送受信料	<p>①障害者の方を世帯構成員に有する場合                      身体…世帯構成員全員が市町村民税非課税                      知的…世帯構成員全員が市町村民税非課税                      (重度以外も対象)                      精神…世帯構成員全員が市町村民税非課税</p> <p>②障害者の方が世帯主の場合                      身体…視覚・聴覚障害者又は手帳1級・2級                      所持者                      知的…療育手帳A1・A2所持者                      精神…精神障害者保健福祉手帳1級所持者</p>
青い鳥郵便葉書の 無償配布	<p>重度の身体障害者(1級又は2級の方)                      重度の知的障害者(療育手帳に「A」(又は1度、2度)と                      表記されている方)</p>
点字郵便物、特定 録音物等郵便物の 無料扱い	
聴覚障害者用ゆう パック	

しきゆうがくとう 支給額等	せいど がいよう 制度の概要	てつづ たいめい ばしょ 手続き問合せ場所
<p>① 全額免除</p> <p>② 半額免除</p>	<p>自治体に申請書を提出し、免除事由の証明                      を受けてください。                      証明を受けた申請書をNHKに提出する                      ことにより受信料が减免されます。</p>	<p>市町村役場                      NHK放送局</p>
<p>通常郵便葉書(「くぼみ入り※」、                      「無地」又は「インクジェット                      紙」)                      ※くぼみ入り通常郵便葉書は、目                      の不自由な方が使いやすいよ                      うに、葉書の表面左下部に                      半円形のくぼみを入れ、                      上下・表裏が分かるようにし                      た葉書です。                      お一人につき20枚</p>	<p>住所又は居所のお近くの郵便局(簡易郵便局                      を除く。)に身体障害者手帳又は療育手帳を                      提示し所定の用紙に必要な事項を記入して                      提出してください。なお、代理の方が提出い                      ただいても結構です。申込に必要な用紙は、                      郵便局(簡易郵便局を除く。)の窓口へ備え付                      けてあります。                      郵送での申出方法もあり、詳しくは郵便局で                      確認ください。また、受付期間がありますの                      で、郵便局で確認ください。</p>	<p>郵便局</p>
3kgまで無料	<p>点字郵便物は、点字のみを掲げたものを内容                      とするものです。特定録音物等郵便物は                      盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする                      郵便物で、指定する施設から発受するものに                      限ります。(郵便物は一部開封)</p>	<p>郵便局</p>
<p>サイズにより運賃額が異なりま                      すので、詳しくは郵便局にお問                      い合わせください。</p>	<p>指定の聴覚障害者福祉施設と聴覚障害者                      の間でビデオテープ、その他の録音物の                      貸出し又は返却のために発受する場合</p>	<p>郵便局</p>

割引等

制度名	対象者
有料道路通行料金割引	<p>身体障害者の方が自ら運転する場合</p> <p>重度の身体障害者の方もしくは重度の知的障害者の方が同乗し、障害者本人以外の方が運転する場合(重度障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲)</p>
NTTの無料番号案内(ふれあい案内)	<p>身体障害者手帳所持者のうち次の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害1～6級</li> <li>・上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 1・2級</li> </ul> <p>療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者</p>
県立施設使用料減免制度	<p>①身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳所持者</p> <p>②障害者、発達障害者、またはその介護人を主な構成員とする団体</p>
携帯電話基本使用料等の割引	<p>身体障害者手帳(1種)、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者の各介護人</p>
携帯電話基本使用料等の割引	<p>身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証、特定医療費(指定難病)受給者証各所持者</p>

支給額等	制度の概要	手続き問合せ場所
5割引	<p>身体障害者手帳所持者又は重度の障害者・重度の知的障害者の移動のために介護者が運転する乗用自動車及びライトバン(営業用は除く)で有料道路を通行する場合、事前の手続きにより、利用自動車、割引措置の有効期限等の記載を受けた手帳を提示することで、料金が割引されます。</p> <p>また、ETCが利用できる有料道路においては、ETC車載器及びETCカードを本割引措置適用のため、事前に登録するなどの手続きを行うことにより、ETCノンストップ通行においても同様の割引が適用されます。</p>	市町村役場
無料	<p>電話帳の利用が困難な障害のある方を対象に、無料で電話番号を案内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用には事前に登録が必要です。</li> <li>・登録方法は問い合わせ先へ(平日の午前9時～午後5時)</li> </ul>	<p>問い合わせ先</p> <p>NTT 電話番号 0120-104174</p>
5割引～10割引	<p>身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者が県の施設を利用する場合体育施設等の使用料、文化施設(県が催物を行う場合)の入場料が減免されます。(手帳の提示が必要)対象施設かどうか事前に確認してください。</p>	対象施設
無料	<p>(障害者1人につき1名)</p>	
基本使用料等の割引	<p>株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社において、携帯電話の基本使用料等の割引があります。</p> <p>割引額は各会社により異なります。</p>	各機種取扱店